令和2年度第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、ただいまから令和2年度第2回いわての森 林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、進行を務めます林業振興課、小川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、9名の委員全員に出席いただいており、本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

なお、今年度は第1回委員会を5月に書面決議により実施しましたことから、委員の皆様に御参集いただいての開催は、今回が最初となります。このため、議事に入ります前ですが、この間事務局の職員が人事異動で一部変更となりましたので、新任の事務局職員を紹介させていただきます。

まず、林業振興課主任主査の岩崎正でございます。

(岩崎林業振興課主任主査) よろしくお願いいたします。

(小川林業振興課振興担当課長) 続きまして、同じく林業振興課主任主査の村上明子でございます。

(村上林業振興課主任主査) 村上です。どうぞよろしくお願いします。

(小川林業振興課振興担当課長) 続いて、森林整備課主任の仁平啓介でございます。

(仁平森林整備課主任) 仁平と申します。よろしくお願いいたします。

(小川林業振興課振興担当課長) このほか本日は県の事務局及び現地機関の職員が出席 しておりますが、紹介を割愛し、お手元に配付してございます委員名簿裏面の出席名簿に て御確認いただければと存じます。

2 議 題

(1) 令和元年度いわての森林づくり推進事業の実績について

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委

員会は次第にございますとおり、(1)、令和元年度いわての森林づくり推進事業の実績について、(2)、令和2年度いわての森林づくり推進事業の内容について、(3)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、(4)、県民参加の森林づくり促進事業企画審査について、(5)、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)についての5項目を予定しております。

議事の進行につきましては、委員長の職務を代理いただいております若生委員にお願い いたします。よろしくお願いいたします。

(若生和江委員長代理) よろしくお願いいたします。いろいろ今年は状況が、新型コロナウイルスの発生とか、度重なる大雨とか、いろんなことが起きておりますが、こういう中で本当に森林機能というのが必要とされているなというのを日々感じております。今日も盛りだくさんの内容ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

(1)、令和元年度いわての森林づくり推進事業の実績について、事務局から説明をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.1 に基づき説明】

(村上林業振興課主任主査) 【資料№.1 に基づき説明】

(仁平森林整備課主任) 【資料No.1 に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) すみません、資料の訂正というか、解説をちょっと一つさせていただきたいと存じます。すみません、失礼いたします。

資料の1ページ御覧いただきたいのですけれども、森林・山村多面的機能発揮対策事業96団体と表記しております。一方で、資料の6ページでは101団体というふうに表記してございますが、この数字の違いにつきましては、1ページ目については県民税だけを充当している団体を拾った場合に96団体となるということで、6ページの101団体につきましては、国費のみを充当している団体5団体ございまして、それを加えた数字で表記しておりますので、数字の違いちょっとございますが、県民税的には106、森林・山村多面的機能発揮対策事業全体としては101という形で、後ほど事務局のほうで表記の統一について検討してまいりますので、修正というか、数字の解説でございました。大変失礼いたしました。

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。 それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

「なし」の声

(2) 令和2年度いわての森林づくり推進事業について

(若生和江委員長代理) それでは、次の項目に移りたいと思います。

(2)、令和2年度いわての森林づくり推進事業の内容についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.2に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。 ただいまの内容につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。 國崎委員お願いします。

(國崎貴嗣委員) 先ほどの昨年度の実績のところでお聞きしたほうがよかったのかもしれませんけれども、いわて環境の森整備事業の予算が大体7億円ぐらいに対して、昨年度は決算ということで3億6,000万円。それで整備できた森林の面積が578ヘクタールということなので、すごく単純に計算してしまうと、この7億円という予算で大体1,000ヘクタールくらいしか整備できないというようなふうに見えてしまうのですけれども、今年度の当初予算も1,700万円ほど増にはなってございますが、大体昨年度と同じぐらいの予算額が割り当ててあるということなので、もしも今年それなりに整備する施工地というのが上がってきたとしても、昨年度のような感じの整備に係るお金ということであると1,000ヘクタールぐらいというのがこの予算では限界というふうに捉えるべきなのか。それとも昨年度は何か特殊な、お金がかかってしまうような施工地がすごく多かったということなのか、その辺りがよく分からないというか、どうやってこの予算を積算しているのかというところに関わると思うので、簡単で結構ですので、その辺りをちょっと補足していただければということでございます。

(若生和江委員長代理) それでは、事務局お願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) この積算につきましては、1,000へクタール目標というか、1,000へクタールではなくて1,500へクタールを目標ということで、県で定めております標準単価で1,500へクタールに合うような形で積算をさせていただいておりますが、実際のと

ころは、予算上の積算で使っているヘクタール当たりの単価よりも高い金額の施工地が非常に多くなってきておりまして、若干このようにバランスが悪いというか、実質的には1,000ヘクタール程度しかできないようになっておりますけれども、仮に1,000ヘクタールを超えて申請が上がってきた場合には、当然基金に残高たくさんございますので、そちらを活用して、補正予算で増額していくという考え方でございます。

(若生和江委員長代理) 國崎委員よろしいでしょうか、現在残されているところが奥地 化していたり、作業道がなくて手が入らなかったりというところになってきておりまして、 その辺りの整備をするのには、今までよりもどうしても単価が上がるという今の現状を見 た上での予算立てかなと思っておりましたので、その辺りの説明いただけてよかったなと 思います。

ほかの委員の皆さんから何かございますでしょうか。

「なし」の声

(3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(若生和江委員長代理) それでは、次の項目に移りたいと思います。

(3)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、事務局から説明をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.3-1に基づき説明】

(廣田森林整備課主任主査) 【資料No.3-2に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。

(鈴木林業振興課主査) すみません。65ページの説明も併せて行わせていただいてもよろしいでしょうか。

(若生和江委員長代理) はい、よろしくお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.3-3に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。 それでは、改めて委員の皆様から御質問、御意見等お願いいたします。 佐藤委員。

(佐藤重昭委員) 多分前からそうだったのかもしれないのですけれども、整備方針の中で、例えば31ページより前にはないのですが、31ページだと、しばらく「表土の流失が見られる箇所については、間伐木を有効活用した土留め柵を設置する」というのがずっとあって、また41ページからなくなって、49ページからまたそれが出てくるということで、これは振興局別とか、地域別とか、資料を作成した方のあれだと思うのですけれども、やっぱり統一性を持ったほうがいいと思うし、表土の流出が見られる箇所に間伐木を有効活用した土留め柵の設置をするというのは、これ全てにおいて必要だと思いますので、これは統一したほうがいいのではないかと思うのですが、14ページのようにダムにすぐ近い施工地は、特にそういうことはきちっとやったほうがいいような気がします。ということで、何か別に、特に深い意味はないと思うのですけれども、何かそうなっている理由があれば教えてください。

以上です。

(若生和江委員長代理) 事務局のほうで御説明をお願いします。

(鈴木林業振興課主査) ここの記載箇所につきましては、森林組合等の事業体が現場を見た上で、一応記載していることになってございますが、佐藤委員おっしゃるとおり、可能であれば全ての箇所において、こういった表土の流出が見られるような箇所については土留め柵を使うなど、きちんと施業するように、施業に努めるよう指導していきたいというふうに考えております。

(若生和江委員長代理) そのほか委員の皆さんから何かございませんでしょうか。 佐藤委員お願いいたします。

(佐藤誠司委員) 3点ほどお願いします。

まず、1点目ですが、15ページと29ページの案件の中の公益林区分、③、自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林とありますが、何か私の経験では、今までこのような区分は出てきたことないような気がするのですけれども、自然林に戻すということはどのような意味なのか。つまり間伐をして、自然の形かよく分からないのだけれども、そういったことの公益林区分なのかなというふうに思っていましたので、ちょっとその辺の御説明をお願いしたいということ。

2点目です。31ページの釜石市の案件なのですけれども、伐採の理由としては、森林所

有者は当該森林が奥地に位置しというふうにあるのですけれども、どうもこの地図上にプロットされた形を見ると、私の目からはそんなに奥地にはないのかな。要するに、官道、県道の近くにあるから、近いのではないのかなというふうに思ったので、そこの御説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一点が43ページ、大船渡市の案件ですが、先ほどの説明の中で、今後は 所有者は知人に境界を譲るとかというお話、説明をされたのですが、境界を譲るというの は、つまり森林の所有権を譲るという意味なのですか。そこの意味がよく分からなかった ので、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

(鈴木林業振興課主査) まず、最後に御質問のありました件につきましては、ちょっと 私の滑舌が悪くて聞き取れなかったのかもしれませんけれども、後継者に境界を引き継ぐ ということで、山の管理をする上で、隣の隣接地、所有界を確認しておくことは非常に重要なことでございまして、なかなか山に入る機会がなくて、代が替わると自分の山がどこからどこまでなのかというのが分からないということが多々ありますので、今回整備したことを機会に、次の世代にきちんと自分の所有山林を引き継いでいくという意図でございます。

(佐藤誠司委員) つまりは、譲るということなのですか。

(鈴木林業振興課主査) 後継者にですね。

(佐藤誠司委員) 後継者に。そういう意味で、境界を……

(鈴木林業振興課主査) きちんと引き継ぐ。

(佐藤誠司委員) 事業を引き継ぐと。

(鈴木林業振興課主査) 場所を教えておくと。

(佐藤誠司委員) 隠語でもないですね、要するに。場所を確定という意味ですか。

(鈴木林業振興課主査) そうですね。境界の場所をきちんと分かるようにしておくというか、ここからここまでが自分の山だよというのを現場を見て教えて、伝えていくと。例えば次の世代に引き継いでいくと、自分の家の所有の山だということをちゃんと分かって、次の世代に管理を託すという意味でございます。

それから、まず1点目に御質問のありました自然林に戻すにつきましては、私も初めて今回見ました。今までずっとやってきて、①しかなかったのですけれども、今回花巻のほうから自然林に戻すというようなものが出てきてございます。イメージといたしましては、混交林誘導伐をして、その後は天然林にしたような形で、手をかけずに自然の山に戻していくというようなイメージをしておりますが、場所としてそのような、景観上自然林にしたほうがいいという判断をしたものというふうに考えております。

それから、釜石市の例でございます。申し訳ございません、非常に道路から近い状況ではございますが、例えば傾斜がきつくて、道路から直接アプローチできないといった場合に、大分遠回りして、上のほうから山にアプローチするということもございますので、そういう意味での奥地というふうに考えてございます。

(佐藤誠司委員) 分かりました。ありがとうございます。

(若生和江委員長代理) 先ほどの次の世代の人に境界線をちゃんと説明をするというのは、前回の調査の中にも何件かあって、気仙の森林組合さんのほうで、今年はそのような活動をしているのがとてもいいなと思いながら、実は私は見ていたのですけれども、次の代の人たちの関心を持ってもらう、高めてもらうという意味でも、ほかの地域におきましても整備された後に、特に代替わりしていらっしゃるような場合は、そのような声かけというのが非常に重要かなと思いながら拝見しておりました。

(佐藤誠司委員) 申し訳ないです。前回休んだので、すみません。

(若生和江委員長代理) 前回は送られて、書面上での皆さんからの御意見だったので、 今回初めて説明が出てきたように思います。

ほかの委員の皆さんから。

國崎委員お願いいたします。

(國崎貴嗣委員) 今の佐藤誠司委員さんからの質問の1つ目のところにちょっと関わっていて、要は自然林に戻すことによってという公益林区分に関することです。先ほどの御説明で理解をしたのですけれども、自然林に戻すということを狙っていくのであれば、おおむね50%の強度間伐で、これ度々出ますけれども、以前御説明いただいたあれでは40から60%ぐらいというのをおおむね50%というふうに考えておりますというのを聞いたことがあるのですけれども、要はかなり強めに切っておくということが大事だと思うので、この15ページですとか、あるいは29ページのところの施工地では、50%を超えていくような本数率で整備をするのかとか、そういったことを考えてのこの自然に戻すということなのか。それとも、いや、そういうふうなことの整備のところまでは考えていないけれども、

立地的に、あるいはその所有者さんの状況等を踏まえて、行く行くはこういう自然林に戻すというような意図なのか、その辺りをちょっと補足していただけるとありがたいなと思います。

(鈴木林業振興課主査) 今國崎委員のおっしゃった両方かというふうに考えております。つまり、花巻森林組合が両方の箇所を施工するわけなのですけれども、花巻の振興局の指導として、最近はちょっと強めに切ってくれよというような指導をしているようです。というのも、この間伐始まった当初は、皆さん50%の間伐が慣れていなくて、おっかなびっくりというような感じで、40%ぐらいで切っているのが非常に多かったのですが、10年、15年たってきて、なかなか40%ではすぐに鬱閉してしまうというのが分かってきて、制度の上限である60%近くできるように最近は指導しているということがございますので、まず伐採率については60%ぐらいで狙っていくのかなというふうに考えておりますし、あとは、後段のほうもそのとおりかと思います。所有者の事情もあって、自然林に近いような山に管理して、管理のなるべく手のかからないような方向に行く行くは持っていきたいということだというふうに理解しております。

(若生和江委員長代理) もう一つ、國崎委員、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 25ページの受付番号20一035という、要は若い13年生のヒノキが混じっている、要するに3齢級ということなので、要するにただし書のということで、入っているというふうなことなのですけれども、これ整備していただくことは全然構わないのですけれども、要はここの県の意見というところで、所有者さんは高齢でありの前のところに、木材価格の低迷から管理意欲が低下しているということなのですけれども、揚げ足取りみたいになりますけれども、日本の自給率が一番下がった頃なのです、これ。その直後に植えているということなので、これは木材価格の低迷から管理意欲が低下してというよりも、所有者さんが高齢になってしまって、ヒノキを植えて頑張って育成していくぞと思っていたところ、もう高齢になって、そういう整備ができないというふうに解釈したほうがいいのかなというふうに思ったのですけれども、その辺りはどういうことなのかなというのが、ちょっと細かいのですけれども、気になったので、教えてください。

(鈴木林業振興課主査) おっしゃるとおりかと思います。木材価格低迷している一番低いあたりに植えているかと思います。これは、実はアカマツを、県南、一関でございますので、アカマツの被害が激しいときに、樹種転換でヒノキに植え替えた山でございまして、その後先生おっしゃるとおり、高齢になってきて、なかなか自分で作業できなくなって、放置してきているという状況でございます。

(若生和江委員長代理) ほかの委員の皆さんから何かございますでしょうか。 吉野委員お願いいたします。

(吉野英岐委員) 2つほどですが、最初は18、19ページの一関の萩荘の例です。20—032です。ここは所有形態、共有林とだけ書いてあるのですが、どのぐらいの共有者がいて、共有林は今回これだけなのですけれども、どういうふうにうまくやる方向で調整したのか、何かいい参考になるような話があればお聞きしたいのと、ここは34年生ということは全部同じ樹齢なのですかね。ほかのところは、結構幾つかの年数またがっているのですけれども、これだけはぽんとあるので、ちょっとどういう林なのか教えてほしいということが1点です。

もう一点は、後ろに行くのですけれども、40ページ、41ページと42ページ、43ページで、両方とも大船渡の日頃市の例ですが、これ何か非常に施工地が近いのですよね。ほぼ隣接するぐらい近いのですけれども、これはどうして2つに分けて申請が上がってきているのか、ちょっとそのあたり地元の事情か何かがあるのであれば教えてもらいたいという点です。

(鈴木林業振興課主査) まず、2点目の大船渡の日頃市の件でございますけれども、非常に近い場所ということで、当初一緒にまとめてということも検討したというふうに伺っておりますが、作業班の関係といいますか、別々に発注する、別な作業班に事業を発注したいという意向がございまして、それぞれで1~クタールの基準を満たしているので、あえて分けさせていただいたというところでございます。

それから、一関の萩荘の件でございますが、私のほうで持っている資料としては、登記簿がありまして、それですと持分の分母は106分となっているので、当初106人で共有していたものというふうに思いますが、現状では持分の分子のほうで、2とか3という持分になっている方もいらっしゃるので、それを足し合わせていきますと、計算してまいりますと、95名の方が今共有林の共有になっているということでございます。ここは、たしか共有組合みたいなのをつくっておって、毎年総会とか、そういう意思決定の場を持っているというふうに伺っております。そういった場所だったので、こういう共有であっても事業ができたというところでございますし、あとは、もう一つ事例として、宮古の事例でございますけれども、ページ番号で言うと39ページ、生産森林組合が行っているところが右側の、ページ番号で言うと39ページ、生産森林組合が行っているところもあります。こちらについては、写真が秋の写真で恐縮だったのですけれども、実は秋に現地を調査した後に、その後4月の総会で、この事業をやってよいかというのを総会に諮って認められたことから、今回の申請になったというところでございます。こういった共有林とか、生産森林組合のような、大きい面積持っていながらも、自主的な財源がなくてなかなか間伐できないところというのも、今後県民税で間伐を進めていく必要があるのかなというふうにも考え

てございます。

(吉野英岐委員) ありがとうございました。そうすると、例えば総会のときとかが狙いなのですよね。その前にもちろんいろいろ現地と調整をしておいて、これだけ人数が多かったりすると、ちょっとやそっとでは動かないような気もした……95名といっても、一応組合でオーケー取ってしまえば大丈夫ですよというようなパターンですと、年度当初の総会が普通多いのかなと思うので、やっぱり冬にどれだけ稼ぐかというか、意思決定について調整をして、この時期に上がってこないと、後から上がってくるものもあると思うのですけれども、ちょっとその時期だと総会も開けないしとか何かあるので、ぜひこういう共有形態の森林について、手広くこちらのほうの事業を使っていただけるように指導というか、調整していただければと思いました。

(鈴木林業振興課主査) そのように進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(若生和江委員長代理) ありがとうございます。 ほかに御意見はございませんでしょうか。 佐藤委員お願いします。

(佐藤重昭委員) ちょっとどこの地域か忘れたのですけれども、先ほど樹種転換されて、ヒノキを植えられたということで、ヒノキ、北のほうは成長がいまいちよくないということで、スギとかカラマツ。ここだったらカラマツを植えてほしかったと思うのですけれども、その辺県内も場所によっていろいろ気候も違うしということだと思うのですけれども、ヒノキにされたというところの理由をちょっと伺いたかったので、教えていただければと思います。

(鈴木林業振興課主査) すみません、その辺はちょっと振興局のほうに。

(佐藤一関農林振興センター上席林業普及指導員) 一関農林振興センターの佐藤です。 ヒノキについては、当時私も千厩時代にいたのですけれども、樹種転換をかなり進めて いまして、その当時ほとんどの生産者が、山主さんのほうではスギよりもヒノキを植える という傾向がありまして、多分ヒノキが材価的にも有利かなということで、1反歩以上から1~クタールぐらい程度まで、かなり小さい面積がたくさん植栽したという、当時そう いうような記憶があります。

(佐藤重昭委員) 昔はそうだったのですね。分かりました。

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。 ほかによろしいでしょうか。 國崎委員お願いいたします。

(國崎貴嗣委員) 今資料ナンバー3-1だけということですか。それとも、3-2に入ってもいいのか、ちょっとその確認をさせてください。要は、3-2というのは、アカマツ林の広葉樹林化のほうの質問とかしていいのか、それは次にしたほうがいいのかということ。

(若生和江委員長代理) そこまで含めて大丈夫です。

(國崎貴嗣委員) では、資料ナンバー3-2のほうなのですけれども、この整備をして いただくことはぜひお願いしたいと思うのですが、枯損木を含めてアカマツを全て伐採と いうふうにお伺いしたような気がするのですけれども、そうするとかなりの本数のアカマ ツを切るので、要は広葉樹、低木ですね、低木を、要するに伐倒木の下敷きにならないよ うにとか、あるいは伐倒するときに、木を当てないようにとかというのを工夫しながら作 業するというのは相当に大変であると。要は、そういうふうなデータ取るとかすると、ど んなに丁寧にやっても六、七割ぐらい傷が入ったりとか、下敷きになってしまったりとか というようなことがデータとかで出てくるので、なかなかそんな丁寧な作業というのはで きないと思うので。要は、広葉樹林化なのだけれども、花木の広葉樹というのをできるだ け傷つけないようにというようなことを考えながら伐倒するということだと思うのですけ れども、そうはいってもやっぱりなかなかアカマツ林の下に数メートルから十数メートル ぐらいの広葉樹があるようなものを傷つけずに、上手にアカマツとか枯損木だけを伐倒し ていくというのはかなり大変な作業なので、ある程度のところは広葉樹も含めて切ってし まって、そちらのほうに例えばどんどん倒していくとか、何か工夫をされるのかなという ようなことが気になるので、その辺りについて整備の方針についてちょっと教えていただ きたいなということです。

(廣田森林整備課主任主査) 現場のほうで実際どんな施業をしているかということなのですけれども、仕様書のほうでは、なるべく残すようにという記載でやっておりまして、確かに出来上がった現場を見ますと、実際難しいとは思うのですけれども、結構太みのある広葉樹はなるべくよけるように伐採して、広葉樹が残るように現場は仕上がっているなというふうに施工後の写真は見受けられます。施業自体は、確かに一方向に倒したりとか、そういった工夫をしてやっていると思いますが、仕様書のほうには広葉樹の直径が太いものを残して、それ以上のものは残して、あとそれ以外は伐採はやむを得ないのですけれど

も、太いものを残すような施業をしてくださいという仕様書にしております。

(國崎貴嗣委員) よく分かりました。うちの大学の演習林とかでも、それこそ広葉樹林 化ということでアカマツを切って、ただそのときに大きめの広葉樹はその中に残してみたいな場所を幾つかつくっているのですけれども、結局そうやって残したのがどうなるかというと、傷が入ってしまっているので、結構枯れてしまうのです。だから、そうなってしまうぐらいであれば、無理なく倒せるほうには倒すけれども、ちょっとここ難しいよねというところは太くても切ってしまう。そして、萌芽するような樹種であれば、そういうふうな萌芽再生に期待するというほうがいいのではないかなと。せっかく残したけれども、結局しばらくたつと枯れてしまいましたというふうなのも、結局また広葉樹の枯損木がそこに立っているというようなことになるので、何かそこはあまり無理せずに、実際作業される方は上手に考えてやられると思うのですけれども、あまり無理に残すとかというのを考え過ぎないほうが、要するに言いたいのは運用としてそこは上手に、無理そうなところは伐採するとかということもあってもよいのかなというふうに思いますということで、意見でございます。

(廣田森林整備課主任主査) ありがとうございます。そのように現場で判断して、危険な作業でもありますので、作業の安全も優先しつつ、残しつつということで、これからも取り組んでまいりたいと思います。

(若生和江委員長代理) ありがとうございます。 ほかにはございませんでしょうか。

「なし」の声

(若生和江委員長代理) それでは、ただいまの施工地につきまして、委員会として承認 するということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

(若生和江委員長代理) それでは、承認ということで、施工のほうに移っていただきたいと思います。ありがとうございました。

次の県民参加の森林づくり促進事業の企画審査に入ります前に、申請書類を事前に送付することができませんで、今日皆さんの手元に初めてお渡しするということになっておりましたので、それを見ていただく時間を含め、これから15分の休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。そうしますと、再開の時間は3時……

(小川林業振興課振興担当課長) そうですね、3時ということでお願いできればと思います。

(若生和江委員長代理) それでは、15分休憩を取りまして、3時からの再開としたいと 思います。

(休憩)

(若生和江委員長代理) それでは、3時になりましたので、再開いたします。

(4) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について(2次募集分)

(若生和江委員長代理) (4)、県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について、事務局から説明をお願いいたします。

(村上林業振興課主任主査) 【資料No.4 に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。今回本当に新たな団体や新たな視点での企画応募がたくさんございますので、委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴しながら検討させていただきたいと思います。

石川委員。

(石川公一郎委員) 2点ほどお願いします。

まず、1つが21ページなのですけれども、真ん中の数字のところなのですが、多分比較の増減が何か大分違うような感じがしたのですけれども、私の気のせいですか。

(村上林業振興課主任主査) 失礼いたしました。そのとおりでございます。

(石川公一郎委員) それが1つ。

もう一つが27ページの盛岡市の案件なのですけれども、ちょっとこの設計図を見て思ったのですが、このパンダも、それからこの犬のやつも木製が本当に適しているかなと思っていて、特にこの犬さんのやつはもともとFRPであったものを木製に直しているのです。 屋外にこれ置くのですよね。となってくると、やっぱりFRPは水に強いから、雨とかに強くて、スギは腐りやすいですよね。それを防ぐために防腐剤を入れます。防腐剤はかなり毒性強いと思います。これを入れたもので子供が遊ぶというのはちょっと何か方向性が 違う。むしろFRPのほうが安全だと思うのです。だから、やっぱり木を使うのは屋内が 私はいいと思います。これはちょっと無理がある。やっぱり滑り台なんかは滑るところは 金属で、上がるところは木というか、多分金属のほうが安全だと思うのです、恐らく。な ので、木をやっぱり使う場面を考えて使ったほうがいいと思います。なので、ここはちょ っと、特に防腐剤を使う、安全性が本当にいいのかどうか、ここを含めて御検討いただき たいと思います。

以上です。

(村上林業振興課主任主査) 貴重な御意見ありがとうございました。御意見を踏まえて 検討させていただきたいと存じます。

(若生和江委員長代理) 今の意見は結構大きいかなと。遊具自体の内容もこのままでいいのか、それともほかの岩泉の保育園のように、実際子供たちが触れて遊べるような、屋内で使えるような遊具にもう切り替えたらどうかという意見になるのか。結構今のところは、大きな議題になるのかなと思いますので、ほかの委員の皆さんからもちょっと今の点に関しても御意見伺いたいと思いますが。

橋浦委員お願いいたします。

(橋浦栄一委員) そのとおりで、木材使う場所とか、用途とかというのは、特性があるので、その特性を生かしたところにやっぱりやってほしいなという気はします。やること自体は、子供たち、相手のものという形の目的はいいと思うのですけれども、ただ先ほども言われていましたけれども、場所とか、そういうふうな使い方ということをやっぱり再検討というわけではないですけれども、ちょっともう一度もんでもらったほうがいいかと思います。

(若生和江委員長代理) ほかの委員の皆さんから何か御意見ございませんか。

(村上林業振興課主任主査) アスレチックなどでも、木材でできたものというのは、結構今増えてきていると思います。そういった使用例というか、普及例みたいなところを勘案しながらちょっと確認してみたいと思います。

(若生和江委員長代理) 実は、昨年度、森林公園をどう生かしていくかという会議に、 私は委員として出席させていただいていたのですけれども、その中で屋外のアスレチック とか、設置した後の安全面とか、維持管理が大変なものを設置するのではない形の、子供 が触れて遊べるような遊具の設置というのが望ましいのではないかという意見が、森林公 園の委員会の中でも確か出されたように記憶しております。アスレチックの楽しさとかを もちろん否定するわけではないですが、やっぱり設置した後の維持管理とか子供たちがどのくらいの期間、安全にそれを楽しめるかとか、その辺ちょっと慎重に話して決めていかないといけないのではないかなと思うのですが。

はい。

(橋本林務担当技監) 委員長代理の今のお話に、森林公園の関係で、私もそういったやり取りがあったという話は担当のほうから聞いておりまして、今のお話のポイントとなるところは、担当からも要検討ということで、検討するということで話がありましたので、いずれにしましてもこの件に関しては、もう少し市のほうといろいろ詰めるところがあるのかと思いますので、そういった形で進めていきたいと考えておりますので、その結果については、どうするかはちょっと委員長代理とも相談しながら対応していきたいと考えております。

(若生和江委員長代理) 分かりました。 どうぞ。

(高橋林業振興課総括課長) 先ほどの石川委員の危険性の御指摘がありまして、専門的な、せっかくこういう場所で、森林公園のほうも検討委員会立ち上げているというのは存じてはおるのですけれども、我々のほうでも今後この事業で、後で御説明しますけれども、そういった森林公園とかでの利用というのを広めたいと思っております。フィールドアスレチックとの違いとか、いろんな安全なものがないのかとか、今の段階で結構ですので、もし御助言いただければ、お話をいただければと思います。

あと、マイクのほう、ちょっと出遅れましたけれども、マイクの担当をつけますので、 コロナウイルスの関係もありまして、遅くなりましたが、マイクをお渡しするような形に したいと思いますので、よろしくお願いします。

(石川公一郎委員) 現場でも防腐処理というのは一番難しいのです。どの薬品を使うかなというのは、非常に数がない中で、結構毒性成分もあったりするので、ここが一番ポイントなので、安全性が高いやつはものすごく高額なのですよ、実は。なので、ここら辺が非常にちゃんとしないと、危険なものでもっていってしまう。せっかく木を使っているのに、薬剤入れた結果、その木が毒性があるものに変わっている、これ結構多くあるので、その辺をよく見ていただきたいと思います。

(若生和江委員長代理) それでは、ちょっと今、この時点ではっきりした方向性とか、答えを出すというのが難しいようでありますので、この遊具の詳細について、ちょっと市のほうに持ち帰り、今の意見をお伝えした上で検討していただいて、また再度盛岡のつど

いの森の件に関しては提案していただくということでよろしいでしょうか。その結果の決定について、先ほど委ねていただくというお話でしたが、それでよろしいですか。

「はい」の声

(若生和江委員長代理) それでは、ただいまの意見を踏まえまして、検討させていただきまして、その結果は皆さんのほうにも後ほどお返ししたいと思います。

それでは、それ以外のところで。

佐藤委員お願いいたします。

(佐藤誠司委員) 3つほどあります。

まず、1つ目ですが、今現在岩手県は感染者ゼロ、未確認ということで出ておりませんが、今回の応募企画で、1番と6番がコロナ対策について何も触れていないということで、これは県の事務局さんのほうから、手袋着用、マスク着用ということで、指導されたほうがよろしいのではないのかなというふうに思いました。

2点目、盛岡市の先ほどの企画ですが、チラシを今年度につくって、実際に使用するのが来年度ということになっておりました。果たしてこれは大丈夫なのか、年度をまたぐということで大丈夫なのかどうか。

そして最後、3つ目ですが、5番の岩泉町の木のプールと木のたまご、経費の内訳では合わせて99万9,900円となっておりますが、48ページの見積りのほうでは、これが宮城県の栗原市の業者ということになっておりますけれども、先ほどの46ページの経費内訳の補足のところで、今回導入を予定している「木のたまご"ころろ"」は、県内において当該加工機を所有し製作できる事業者に委託を行う予定であると、ここがちょっと齟齬が生じているのではないかなというふうに思っています。私自身とすれば、宮城県にお願いするよりは、やっぱり県内の事業者にお願いしてほしい、そういうふうに思いました。

以上です。

(若生和江委員長代理) 事務局、回答をお願いいたします。

(村上林業振興課主任主査) 1番の感染症対策につきましては、こちらのほうからも、 事業の実施に当たって手洗い、うがいの慣行、あるいはマスクの着用とか、そういったの を徹底するようにという指導の通知を出しておりますので、それに基づいて実施を働きか けていく、指導していくということに考えております。

あとそれから、盛岡市のチラシの配布につきましては、現在のところ最もPR効果が高い4月……2月、3月にはなかなか人が遊具に寄らないであろうというようなことも勘案して、4月に配布するようなことも考えておりますが、委員御指摘のとおり、事業間伐の

兼ね合いというのがございますので、その場合は繰越処理とか、そういったところも適正 に行うように調整してまいりたいと存じます。

また、「ころろ」の話でございますけれども、これは私が確認したところ、この理事長の蛇口さんという方は岩泉町の方だというふうに伺っておりまして、事務処理的なところについては、現場のほうからお話ししてもらいたいと思います。

(若生和江委員長代理) コロナ対策については企画書のほうにも、今年、後からこういうことが出てきましたので、ロ頭で言うだけではなくて、企画提案のところから配慮がしてもらえるように、きちっと明記してくださいというところも付け加えていただくといいのかなと思います。

(村上林業振興課主任主査) 実は、募集要領のときに、安全対策の徹底というところで、 コロナ対策について記述するようにということで、指導はしておりますので、書いてござ いませんけれども、引き続き指導してまいります。

(若生和江委員長代理) 今お話ししたのは、企画提案の段でも書いてある団体と書いて いない団体があると思うので、誰が見ても、きちっとその点についても記載した上で判断 しているなというのが分かるように、漏れがないようにお願いします。

もしも発症者が出た場合の追っかけとかに、住所とか、いろんな要件が必要になると思いますので、多分保険を掛ける必要があるイベントの場合には、その辺りきちっとあれでしょうし、保育所であれば利用者さんが保育園児さんで通常在籍している方なので、追っかけられると思うのですけれども、そういうところに関しても、ちょっと今年度は何か行うときには配慮が必要になっているようなので、確認をお願いできればと思います。

(村上林業振興課主任主査) かしこまりました。

(若生和江委員長代理) それ以外。

橋浦委員お願いいたします。

(橋浦栄一委員) 先ほどの岩泉の件で、ついでというか、あれなのですが、営業所があるといっても、できれば製造できる会社が県内にあればいいなというのがちょっと、それだけですけれども。

もう一点、千厩の件なのですけれども、こちらのほう県民税使っているということなので、学校で取り組むというのはなかなかできそうでできなかったりなんかするので、メディアに対しての取り組んだ後での活動内容とか、メディアに訴えるとか、そうすると県民税も訴えられるし、あとは学校での取組ということで、他の学校への普及というか、波及

というか、そういうのも出てくると思いますので、できるならばメディアに取り上げて、 広く県内に周知させるというか、そういうふうな取組も後々やってほしいなと思います。

(若生和江委員長代理) では、メディアのほうへの周知もよろしくお願いしますという ことで。

(村上林業振興課主任主査) はい、かしこまりました。

(若生和江委員長代理) あと、先ほど別なところで、遊具に県民税でつくりましたよというロゴみたいなのを書き込めないかなという話が出たと思うのですけれども、例えば保育所で設置される木のプールのところにも県民税でつくりましたと、みんなに遊びながら見てもらえるように何かをつけてもらうとか、あと三陸ひとつなぎ自然学校さんがイベントのときにも県民税の何かのぼり旗とか、こういう楽しい活動が県民税使ってできますよというのを参加した親子の方たちに目で見て感じてもらえるように、そういうところも一言添えて実施していただくといいのかなと思います。

委員の皆様から、それ以外には何か御意見。

岩田委員お願いいたします。

(岩田智委員) 各事業で、安全対策の内容です。保険に加入しているのですけれども、 保険金額が大体上限500万円、高くても1,000万円になっているので、例えば子供がこの事業によって後遺症等を負った場合、500万円、1,000万円でも全く足りないと思いますので、 これ何か基準があるのでしょうかというところなのです。

(若生和江委員長代理) 事務局お願いいたします。

(村上林業振興課主任主査) 安全対策の観点から、保険加入について確認をすることにはしておりますが、特に上限とか、そういったところについては、今のところ基準はございませんので、そこについても検討してまいりたいと思います。

(若生和江委員長代理) 保険の内容を見ると、例えば実際にチェーンソーの講習をするとか、そういうときにはいろいろ保険も高めのものに入っているというのがこの調書を見ると分かるような感じで、その活動の内容によって、その保険の対応金額とかも違っているのかなと思いますが、今の岩田委員の御意見を踏まえまして、確認のほうをお願いいたします。

そのほか皆さんから何か御意見、御質問ございませんでしょうか。 はい、佐藤委員。 (佐藤重昭委員) コロナの影響なのか分かりませんけれども、確認なのですけれども、 去年と比べると賃金とか、11ページとか、あるいは先ほどちょっと数字のあれありました けれども、21ページとか、大体去年より賃金とか、報酬とか需用費、役務とかというとこ ろが減っているのは、これはやはりセミナーを減らすとか、そういうことで減ったのだろ うなとは思うのですけれども、コロナ対策ということで、規模を減らしているからなので しょうかというのが 1 点。

あとは、先ほどからお話あったように、やっぱり業者の選定というのは特に慎重であるべきだと思って、先ほども宮城県の業者さんを使ってとか、これも営業所があると言いながらも、そういうことですと盛岡市のほうの業者さんの選定も、これは多分遊具の専門業者なのだろうなと思うのですけれども、入札やるのかちょっと分からないのですけれども、その辺どうなのかちょっと教えていただきたい。

最後に、もう一つだけ、委託料、盛岡市に関して100万円を超えていて、ちょっと私は知りたいんですけれども、もう一回確認しておきたいなと、200万円超えているのですけれども、これはどうしてこれオーケーでいいのかというところだけもう一回教えていただければと思います。

以上です。

(村上林業振興課主任主査) まず、2番目の入札の有無については、盛岡市ですので、 入札基準を持っておりますので、入札しながら手続を進めるということになります。

あと、今回の補助額の確認ということなのですけれども、基本的には1団体当たり上限というのは100万円ということになっているのですけれども、森林資源を生かす活動として、市町村とかが行う活動については除くというようなことで実施要綱に定めておりまして、今回100万円を超えているのですけれども、企画応募の中で基準を満たしているなということで、上げさせていただいたというものになります。

県のほうも森林公園で、先ほど申し上げた道しるべというか、指導の標識とか、木柵とか整理してございますけれども、それについても100万円を超すような事業費になっております。県、市町村に関わらず、森林公園につきましては、それなりにいろいろな方が使って、公益的効果を発揮するというように考えておりますので、そういった意味でも上限を設けていないというようなことでございます。

(若生和江委員長代理) 今のところ、具体的に促進事業の企画募集要領の何ページのと ころに書いてありますとか、そういうふうに確認しやすいように御説明いただくとありが たいです。

(村上林業振興課主任主査) 企画募集要領をめくっていただいて、右下、右側の表の6

番、7番の辺りで、7番について御説明申し上げました。

(佐藤重昭委員) 資料ナンバーはどこに…。

(村上林業振興課主任主査) 資料ナンバーついていないです。

(鈴木林業振興課主査) ちょっと細かい字で書いてあるものです。

(村上林業振興課主任主査) 審査要領がナンバー4-3というふうについておりまして、次が4-4、めくっていただいて企画募集要領、めくっていただいて向かって右側の7番、補助額のところです。

基本的には定額、1団体当たりの上限は100万円、ただし4、森林資源を活かす活動③は除くというふう書いておりまして、③というのは前のページに戻っていただいて、表の中にあるのですけれども、1番、2番とありまして、募集対象活動の活動区分の1、2、3、4の、さらに活動内容のところで①、②、③というふうにあるところの③に該当するというふうに考えております。この③が森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動というものでございます。

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。では、上限はあまりにも高いのは別にして、 このぐらいの額だとまずオーケーという感じなのですね。分かりました。

あと、コロナで少し役務とか賃金が下がっているのかなという感じでしたが、それでいいでしょうか、そういう認識で。

(若生和江委員長代理) 講師の謝金等が昨年度に比べて大分減額になっている件についてというのと、あと木材のおもちゃの発注先、できれば県内のほうがよろしいのではないかということについて、分かるところで回答をお願いいたします。

(村上林業振興課主任主査) おもちゃの発注先が、できれば県内ということに関しましては、おっしゃるとおりですので、できるだけそういったところを選定するように考えていきたいと思います。

賃金に関しては、下がっているということはそのとおりなのですけれども、コロナの影響かどうかというところまでは、正直ちょっと分からないというところでございます。申し訳ございません。

(若生和江委員長代理) 小川さん。

(小川林業振興課振興担当課長) 業者選定の話で、少しだけ補足させていただきます。

この県民参加の森林づくり促進事業におきましても、実際承認いただいた後、事業実施に当たりましては原則見積りなり入札をすると。しっかりと一番安いところというか、適正に条件を満たして、なるべく適切なところを選定するように指導しているところでございます。ですから、全ての委託事業についてはそういう形でお願いすると。

それから、それでもどうしてもやむを得ない場合というのですか、特殊な製品等々で、3社以上つくれるところがないですとか、どうしてもそういう場合については、ぜひそういうものが必要なのだという理屈がしっかりと県民税とこの事業内容に合致していれば、認めてもいいというような、そういう整理をしてございます。先ほど、例えば岩泉町のものにつきましては、この事業では県産木材を使っていただければいいというのが条件で、つくる業者が県内、県外という線は設けてはございませんが、委員おっしゃるとおり、できれば県内の業者であることが望ましいのですが、それを加工できる、欲しい製品がどうしてもここの業者でなければならない理由がしっかり説明できるのであれば、認めることは可能なので、そういう整理になってございます。

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。実際特許取っていて、丸くするのができるのはここ、ここというところというのが結構あったりするようで、今後多分県内で木育のおもちゃ、県産材で、県内で発注できればいいねという話がどんどん増えていくかと思うので、今回を皮切りに今後、今はまだ県内で加工できないけれども、それができるような業者さんを育てていくとか、見つけていくとか、そういう方向になっていくような、ちょっと1つ前の段階かなと思いますので、今言ったところを配慮しながら、選定のほうをお願いしたいなと思います。

いろいろ皆さんからたくさん御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。先ほどの盛岡のつどいの森の1件を除いて、ほか5件につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

(若生和江委員長代理) ありがとうございます。では、つどいの森の件に関しては、再 度検討させていただきまして、決定をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(5) 令和3年度以降の「いわて森林づくり県民税」(素案) について

(若生和江委員長代理) それでは、次の項目に移りたいと思います。(5)、令和3年度

以降の「いわての森林づくり県民税」(素案) についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(岩崎林業振興課主任主査) 【資料№.5に基づき説明】

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。 ただいまの内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。 岩田委員お願いします。

(岩田智委員) 各施策がいろいろあるのですけれども、予算の割り振りというのは、全 然白紙の状態なのでしょうか。

(岩崎林業振興課主任主査) 予算の割り振りは、今庁内のワーキンググループの中で検討しておるところでございまして、ある程度は進んでいるのですけれども、細かくは今検討中で、それを基に現在財政当局と調整中でございます。

(若生和江委員長代理) 気になっていた基金の積み上がっていた部分についても、今後整備するところが奥地化で、今までよりはどうしてもお金がかかるということで、そういうところにきちっと使っていくという説明はありましたし、大きな割合としては変わらないけれども、内容的に拡充になったり、あとはどうしても経費がかかる部分が出てきたりということがあるというのが今の説明でお分かりいただけたかと思います。

小川さん。

(小川林業振興課振興担当課長) 補足させていただきます。

実際事業費というのは、予算というのは、先ほど担当申し上げたとおり、毎年度、毎年度予算要求をしながら補強するものなので、なかなか具体的なことを本日は申し上げられないのですが、素案の中での考え方としましては、混交林誘導伐につきましてはなかなかこれまでの状況ですと、3期の中で目標どおりできていないという部分がございまして、その結果基金残金も潤沢にあるということなので、それを3年度以降継続していただける場合には、その部分に重点的に活用していきたいと。

そして、なおかつ令和3年度以降、新たに税収を頂戴できるということになった場合、 そちらにつきましては、今回の16ページ、17ページ、18ページで、継続に加えて今回拡充 とか新規というところで、事業メニューを強化していきたいと思っていまして、そちらに 予算的には配分して活用していきたいと。特にも(1)の環境重視の森林づくりはハード 事業になりますけれども、こちらは施工対象地の奥地化で事業実施がなかなか停滞してい るというところに対応するために、作業道整備というメニューを今回実施したいと思って いましたので、そういった部分。あるいはイの森林環境を保全する植栽ということで、条件はいろいろと絞っていきたい、県民税の趣旨に合ったところというふうに絞りたいと思いますが、そういった部分の植栽の部分、そういった部分でそれなりの事業費を見ていきたいということで、ハード事業もただお金、財源的にはハード事業に、やっぱり引き続きいっぱい活用していくというようなイメージは変わらず持っております。

そのほかソフトについてもメニュー幾つか、木材利用の部分ですとか、あと人材育成を 強化していますが、こちらもメニューとして幅広にやっていくということですが、やはり 一般的にハード事業のほうがお金がかかると思いますので、割合的には、金額的にはハー ドが使わされるような形にはなろうと想定しております。

(若生和江委員長代理) ほかに委員の皆さん何かございますでしょうか。

「なし」の声

(若生和江委員長代理) それでは、今までに出た意見を踏まえまして、最終案の取りまとめを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

(若生和江委員長代理) それでは、次第の3、その他ですが、事務局から報告をお願い いたします。

(鈴木林業振興課主査) その他でございますけれども、委員限りということで資料をお配りしてございます。少し説明させていただこうと思っていたのですが、終了予定の時間を過ぎておりますので、説明は割愛させていただきます。

主な内容といたしましては、県民税の使途を拡大してくれというような議会からの質問が多々出ているという状況でございます。

(若生和江委員長代理) ありがとうございました。皆さんからはよろしいですか。 なかなか不慣れな進行で、ちょっと時間を過ぎてしまいまして、申し訳ございませんで した。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

事務局にお返しいたします。皆さん、本当に御協力ありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) 委員の皆様、長時間の御審議大変ありがとうございます。

4 閉 会

(小川林業振興課振興担当課長) 閉会に当たりまして、橋本林務担当技監からお礼の挨拶を申し上げます。

(橋本林務担当技監) 本日の御協議については、熱心に御審議していただきまして、大変ありがとうございます。

今日の関係で言いますと、事前の資料配付がなかったことで、議事進行、若干時間ロス したという部分については大変申し訳ないと思っております。

それでは、委員の皆様におかれましては、任期のほうは7月18日までとなっており、今回がこのメンバーでは最後の委員会となりますことから、ここで一言御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、平成30年7月の御就任以来、いわて環境の森整備事業の施工地審査や県民参加の森林づくり促進事業の企画審査など、いわての森林づくり県民税事業の運営に貴重な御意見をいただきました。おかげさまで、管理不十分な森林の解消が進むとともに、森林を守り育てる活動などが県内各地で展開されるなど、本県の森林環境の保全や県民の森林づくりに対する普及啓発に大きな成果を上げることができました。

また、いわての森林づくり県民税は、令和2年度が第3期の最終年となっていることから、これまでの取組について評価いただき、県民の意見や情勢の変化等を踏まえ、今後の制度の在り方を検討いただき、3月には大変貴重な御提言をいただきました。おかげさまで、先ほど県のほうで説明した県の素案まで持っていけたなと、皆さんのおかげだと心から感謝を申し上げます。

今後におきましても、岩手の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の皆様の声をお聞きしながら、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には様々な場面において、引き続き御指導、御審議をいただければ幸いに存じます。

最後に、委員の皆様のますますの御健勝と御発展を御祈念いたしまして、御礼の言葉と いたします。本当に大変ありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) 以上をもちまして、令和2年度第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。